

# 大学等の再開に向けた感染症拡大防止のための手引き 【教職員版 ガイドラインとマニュアル】(Ver1.1)

## 目次

はじめに

- 1) 目的
- 2) 「新しい生活様式」を踏まえた大学の行動基準

### 1. 学内活動時マニュアル（基本編）

- 1) 基本的な感染対策
  - (1) 感染源を絶つ
  - (2) 感染経路を絶つ
  - (3) 「3密」の回避
  - (4) 抵抗力を高める
  - (5) 教職員の感染対策
  - (6) 差別や偏見をもたらす情報に注意
- 2) 重症化リスクの高い人への対応等について

### 2. 学内活動時マニュアル（応用編）

- 1) 授業等の正課活動時における注意点
  - (1) 感染のリスクが高い学習活動の例
  - (2) 教育学習活動の上での注意点と留意点
- 2) 課外活動時における注意点
- 3) 生活一般における注意点
- 4) 研究活動時における注意点
- 5) 図書館における注意点
- 6) 食堂、購買における注意点
- 7) 消毒等について
- 8) 登下校時と休み時間における注意点

### 3. 大学において感染者が発生した場合の対応について

- (1) 連絡や報告
- (2) 感染者や濃厚接触者等の出席停止
- (3) 校内の消毒

2020年6月1日 京都橘大学

# 1. はじめに

## 1) 目的

2020年5月21日をもって、京都府も新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域から解除されました。今後、大学等における通学の再開、および、対面授業による教育活動等の再開に当たっては、可能な限り感染拡大のリスクを低減させ、

- ① 学生が安心して学業に専念できる学習環境
- ② 教職員が安心して教育研究活動・学生支援活動に従事できる環境
- ③ 大学周辺の地域住民が安心できる環境

を整備することが重要となります。

このため、本学では、学内外の状況や本学の特性を考慮し、文部科学省の「大学における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「大学の新しい生活様式」～」および京都府の「大学等の再開に向けた感染症拡大予防のためのガイドライン」の内容を踏まえて、「大学等の再開に向けた感染症拡大予防のための手引き【教職員版】」を作成しました（以下、「本手引き」）。

新型コロナウイルス感染症とともに生きていく社会を作るためには、感染リスクはゼロにならない現実を受け入れつつ、感染レベルを可能な限り低減させながら教育研究活動を継続していくことが重要です。さらに、「新しい生活様式」への円滑な移行と学生および教職員の行動変容の徹底を図っていくことが必要です。本手引きをよく読み、引き続き適切な行動をとっていただくようお願いします。なお、本手引きは、今後新たな情報や知見が得られた場合には随時見直しを行います。

## 2) 「新しい生活様式」を踏まえた大学の行動基準

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下、「特措法」。）に基づく緊急事態措置は都道府県単位で行われますが、大学教育活動の実施の可否やあり方は、学生および教職員等の生活圏（通学・通勤圏や、発達段階に応じた日常的な行動範囲等）におけるまん延状況により判断することが重要です。

そこで、5月14日の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（以下、「専門家会議」とします）の提言で示された地域区分を踏まえ、文部科学省により、それぞれの地域区分を大学の生活圏に当てはめた場合の行動基準が下記のとおり作成されています。本学は5月28日から当面、この基準の「レベル2」に準じ、対策を行っていくこととします。

「新しい生活様式」を踏まえた大学の行動基準

地域の感染レベル	身体的距離の確保	感染リスクの高い 教科活動	部活動 (自由意思の活動)
レベル3	できるだけ2m 程度（最低1m）	行わない	人や少人数でのリスクの低い活動で 短時間での活動に限定
レベル2	できるだけ2m 程度（最低1m）	リスクの低い活動から 徐々に実施	リスクの低い活動から徐々に実施し、 教師等が活動状況の確認を徹底
レベル1	1mを目安に学級内で最大 限の間隔を取ること	十分な感染対策を行っ た上で実施	十分な感染対策を行った上で実施

「レベル3」・・・生活圏内の状況が、「特定(警戒)都道府県」に相当する感染状況である地域（累積患者数、感染経路が不明な感染者数の割合、直近1週間の倍加時間などで判断する。特措法第45条に基づく「徹底した行動変容の要請」で新規感染者数を劇的に抑え込む地域。）

「レベル2」・生活圏内の状況が、①「感染拡大注意都道府県」に相当する感染状況である地域（特定(警戒)都道府県の指定基準等を踏まえつつ、その半分程度などの新規報告者等で判断することが考えられる。感染状況をモニタリングしながら、「新しい生活様式」を徹底するとともに、必要に応じ、知事が特措法第24条第9項に基づく協力要請を実施する地域）及び②「感染観察都道府県」に相当する感染状況である地域のうち、感染経路が不明な感染者が過去に一定程度存在していたことなどにより当面の間注意を要する地域

「レベル1」・生活圏内の状況が、感染観察都道府県に相当する感染状況である地域のうち、レベル2にあたらないもの（新規感染者が一定程度確認されるものの、感染拡大注意都道府県の基準には達していない。引き続き感染状況をモニタリングしながら、「新しい生活様式」を徹底する地域）

## 1. 学内活動時マニュアル（基本編）

### 1) 基本的な感染対策

#### (1) 感染源を絶つ

- 発熱等の風邪の症状がある場合には、自宅休養を徹底してください。同居の家族に症状が見られる場合も同様とします。
- 登校時は検温し、健康状態を自己チェックしてください（様式1「健康管理チェック表」）。
- 登校時に発熱等の風邪の症状が見られた場合は以下の通り対応してください。
  - ・当該学生等をすぐに帰宅させてください。
  - ・症状がなくなるまで自宅で休養するよう指導してください。
- 帰省や旅行等、不要不急の居住地域（県境）を越えての移動は控えるとともに、外出にあたっては政府が発表している『外出自粛「段階的緩和の目安」』を参考に行動してください。

#### (2) 感染経路を絶つ

- ハンドソープを使用し、正しい手洗いを徹底してください（手荒れなどで難しい場合は、流水でしっかり洗ってください）。
- 流水による手洗いができない場合は、アルコール消毒を行ってください。

ドアノブや電車のつり革など様々なものに触れることにより、自分の手にもウイルスが付着している可能性があります。

**外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前**などこまめに手を洗います。

**正しい手の洗い方**

手洗いの前に  
 ・爪は短く切っておきましょう  
 ・時計や指輪は外しておきましょう

1 流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。

2 手の甲をのぼすようにこすります。

3 指先・爪の間を念入りこすります。

4 指の間を洗います。

5 親指と手のひらをなじり洗います。

6 手首も忘れずに洗います。

石けんを洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

首相官邸 Prime Minister's Office of Japan  
 厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare  
 厚労省 検索

## 手洗いの6つのタイミング



- 咳・くしゃみをする際、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖、肘の内側などを使って、口や鼻をおさえてください。



- 以下の箇所については、1日1回以上消毒液を使用して清拭してください。
  - ・ドアノブ ・手すり ・スイッチ
 ※消毒液は大学が準備、清掃業者に委託
- 各科目や課外活動等での用具や物品の共用をできるだけ避けてください。
- 用具や物品を共用する場合は、消毒を行い、使用後には手洗いを徹底してください。

### (3) 「3密」の回避

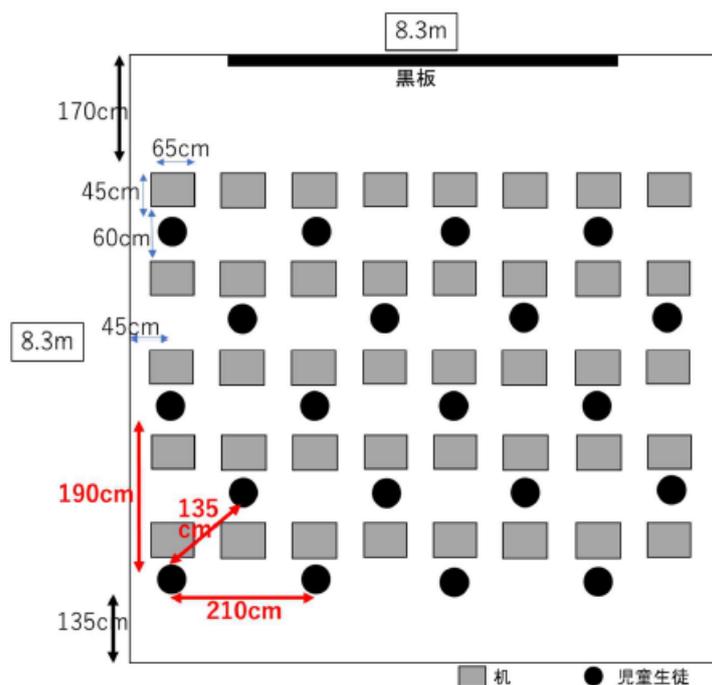
#### ① 「密閉」の回避

- 気候上可能な限り、常時、換気を行ってください。
- 常時換気が困難な場合は、こまめに（30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する）、2方向の窓を同時に開けて換気するようにしてください。
- 以下のような場合は、次のようにして換気を行ってください。
  - ・窓のない部屋：常時入口を開け、換気扇を用いてください。
  - ・エアコンを使用している部屋：エアコンは室内の空気を循環しているのみで、室内の空気と外気の入れ替えを行っていません。そのため、エアコン使用時においても換気を行ってください。

#### ② 「密集」の回避

- 人との間隔をできるだけ2メートル（最低1メートル）空けてください。
- 授業やガイダンス等において、座席配置は試験座席にする、これまでより広い教室を使用する等、「密集」を避ける工夫をします。最低でも1メートル以上の間隔を確保する座席配置や教室配置を行いますので、適宜、教職員の指示に従ってください。

※座席配置の参考例（あくまでも目安の参考例です）



### ③ 「密接」の場面での対応

- マスクを着用してください。

※熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、マスクを外し、学生にも促してください。その際は、換気や学生等の間に十分な距離を保つなどの配慮を行ってください。

- 授業中、教員の口の動きを見る必要がある学生等に対してはフェイスシールドを活用するなど、配慮をお願いします。
- 体育の授業におけるマスクの着用は必須としません。
- マスクを外す際には、ゴムやひもをつまんで外します。なるべくマスクの表面には触れず、内側を折りたたんで清潔なビニールや布等に置くなどして清潔を保ってください。
- マスクを廃棄する際も、マスクの表面には触れずにビニール袋等に入れます。袋の口を縛って密閉してから廃棄してください。

### (4) 抵抗力を高める

- 免疫力を高めるため、「十分な睡眠」、「適度な運動」および「バランスの取れた食事」を心がけてください。

### (5) 教職員の感染対策

- 本マニュアルの感染対策を遵守するとともに、自己の健康管理に取り組んでください。
- 軽度でも風邪症状が見られる場合は、自宅での休養を優先してください。
- 可能な限り他者との間隔を確保（おおむね1～2メートル）し、会話の際は、できるだけ真正面を避けてください。  
十分なスペースを確保できない場合は、空き教室を活用するなどして職員が大学内での分散勤務を検討してください。
- 各種会議等を行う際は、次の記載例を参考に可能な対策を推奨します。
  - ・オンライン会議システム等を活用する。

- ・最少の人数に絞り、換気をしつつ広い部屋で行う。
- 出張、外勤による移動を減らすため、オンライン会議システムを活用してください。
- 業務上対面が必要な出張・外勤の実施は、各部課長が判断し、感染拡大予防を徹底した上で命令します。
  - ・当日の検温／・移動中・往訪中のマスク／・往訪先での手指消毒／・往訪先の感染予防策に従う／・公共交通機関利用の場合、通勤ラッシュ時間を避ける／・誰とどこで会ったかメモをとる

#### (6) 差別や偏見をもたらす情報に注意

感染者およびその家族等への差別・偏見・誹謗中傷などはあってはなりません。

この感染症については、未知のウイルスという見えない恐怖から多くの人不安に陥っています。そこに乗じるかの如く、SNSなどで他者を中傷する言動も見られます。私たちが闘っているのは感染症そのものです。情報については、それを受ける時も発する時も、一旦立ち止まりよく考えて対応することが大切です。今一度、自身が今何をしようとしているかを考え、その行為の社会的影響を考えて行動しましょう。

#### 2) 重症化リスクの高い学生への対応等について

基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い学生や、感染が不安で休みたいと考える学生等に対しては、医務室で、事情をくわしく聴き取ります。状況を踏まえ、遠隔授業を行うなどの対応を行います（保護者から在宅の希望がある場合も同様です）。

## 2. 学内活動時マニュアル（応用編）

### 1) 授業等の正課活動時における注意点

#### (1) 感染のリスクが高い学習活動の例

- 長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等、および近距離で一斉に大きな声で話す活動
- 近距離で行う実験や観察
- 室内および近距離で行う歌唱および管楽器演奏
- 近距離で行う共同制作等
- 近距離で行う調理実習
- 密集状態で行う運動や近距離で組み合ったり接触したりする運動

#### (2) 教育学習活動上の注意点と留意点（あくまで参考例です。それぞれの授業に即して対策をとってください。）

- 学生の「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っの発声」について、可能な限り避ける。
- 学生どうしが一定の距離を保ち、同じ方向を向くようにする。
- 回数や時間を絞る。
- できるだけ個人の教材教具を使用する。学生どうしの貸し借りはしない。
- 器具や用具を共用する場合は、使用前後に適切な消毒や手洗いを行う。
- 体育の授業に関し、基礎疾患等の持病があるなどの理由で授業への参加を控えたい旨の相談があった場合等は、授業への参加を強制せずに、本人の意向を尊重する。
- 体育の授業は、感染者が発生していない大学であっても、学生や教職員の生活圏（通学圏や、発達段階に応じた日常的な行動範囲等）におけるまん延状況を踏まえて、授業の中止を判断するこ

と。

- 体育の授業は、当面の間、地域の感染状況にもよるが、可能な限り屋外で実施すること。ただし気温が高い日などは、熱中症に注意すること。
- 体育館など屋内で実施する必要がある場合は、特に呼気が激しくなるような運動は避けること。
- 体育の授業ではマスクの着用は求めない。ただし、感染リスクを下げるために、学生どうしの間隔を十分確保するなど、事務連絡「大学の体育の授業におけるマスク着用の必要性について」（令和2年5月21日）を踏まえた取扱いとすること。

## 2) 課外活動時における注意点

- 現段階において、課外活動は、原則として活動自粛とします。なお、遠征、大会参加、合宿、飲食を伴う会合（コンパ等）、本学施設等を利用した活動などは禁止します。  
なお、今後段階的に課外活動を再開していきますので、以降の項目については、活動再開時の注意点として活用してください。
- 密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動は控えてください。
- 運動不足の学生もいると考えられるため、怪我防止には十分に留意してください。
- 学生に発熱等の風邪の症状が見られる時は、活動参加を見合わせ、自宅で休養するよう指導してください。
- 学生の健康・安全の確保のため、学生の自主的な対策や計画を促しつつ、顧問等が活動状況を確認すること。
- 活動時間や休養日については、部活動ガイドラインに準拠するとともに、実施内容等に十分留意してください。
- 活動場所については、地域の感染状況にもよりますが、可能な限り屋外で実施してください。ただし気温が高い日などは、熱中症に注意してください。
- 体育館など屋内で実施する必要がある場合は、こまめな換気や消毒液の使用（消毒液の設置、学生が手を触れる箇所の消毒）を徹底してください。また、長時間の利用を避け、十分な身体的距離を確保できる少人数による利用とし、特に、屋内において多数の学生が集まり呼気が激しくなるような運動や大声を出すような活動等は絶対に避けてください。
- 用具等については、使用前に消毒を行うとともに、不必要に使い回しをしないでください。
- 部室等の利用については、短時間の利用とし一斉に利用することは避けてください。
- 運動部活動でのマスクの着用については、体育の授業における取扱いに準拠することとします。
- 観客を入場させる場合には、観客どうしが密な状態とならないよう、人と人との十分な間隔を確保してください。また、大声での声援を送らないことや会話を控えること、会話をする場合のマスクの着用等を周知してください。
- 各種の競技を行う場合については、中央競技団体が定めるガイドラインを参考にして必要な取組を行ってください。
- その他、「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」、「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」を参考に必要な取組を行ってください。

## 3) 生活一般における注意点

- クラスターが発生しやすい環境にある施設や「三つの密」のある場所への外出は控えてください。

- 換気が悪く人が密に集まるような感染リスクの高い場所への出入りを控えてください。特に、カラオケ、スポーツ施設やジム、ライブハウス、接待を伴う飲食店など「3密」のリスクが高い施設等の利用を控えてください。
- 学生がアルバイトを行う場合は、勤務先の業種別に定められた感染拡大予防ガイドラインの内容をよく理解し、その内容に従って行動するよう指導してください。
- 夜間の飲食店や繁華街への外出は引き続き控えてください。一堂に会して飲食を行う長時間の会食（コンパ）等は控えてください。
- 飲食店に行く際は、業種別に定められた感染拡大予防ガイドラインに則った営業を行っている店舗に行くよう心がけてください。
- 食事をするときは、対面ではなく横並びに座り、会話は控えめにしてください。
- 買い物はすいている時間を選んでください。
- 不特定多数者、特に子どもや、高齢者との接触を避けるとともに、万が一の際に感染経路の割り出しができるように自身の行動を記録するなどの工夫を行ってください。

#### 4) 研究活動時における注意点

##### (1) 研究室での活動について

- 研究室を使用する場合は、一般的な感染予防策（接触・飛沫感染防止策）を講じてください。

##### (2) 共用の実験室、実習室、共同研究室等での活動について

- 多数の教員が同時に使用しないよう、学科内等で使用時間帯を工夫してください。
- 研究機器や備品（特にスイッチ等）の多数の教員が触れるところはこまめに消毒してください。
- 各自、使用した日時について記録するなど把握してください。

##### (3) 研究用務の外勤、出張について

- やむをえず対面が必要な出張、外勤の実施は、実施決定前に学術振興課まで相談してください。
- 期間、行き先、理由によらず、出張、外勤命令簿の事後の提出はできません。

##### (4) ヒトを対象とした調査・実験の実施について

- ヒトを対象とした実験データが必要なものについては、オンラインでのインタビュー、インターネット調査などによりデータを収集するなど非対面で行うなど工夫してください。

##### (5) 学会や研究会の開催について

- 学会や研究会の開催は、オンライン会議を活用を検討してください（※本学施設を使用することはできません）。

##### (6) 研究費の申請について

- 学術振興課窓口での受付を再開します。
- すでにメールで提出された申請について、証憑の原本を学術振興課まで提出してください。
- 感染拡大防止のため、引き続きメールでの提出も受け付けます。

#### 5) 図書館における注意点

- 図書館利用前後には手洗いをするというルールを徹底してください。

- 閲覧席では十分な座席の間隔を確保し、利用時間帯が分散するよう工夫して、図書館内での密集を生じさせない配慮をしてください。
- 貸出冊数を緩和するなど、滞在時間が短くなるような工夫を行ってください。
- 貸出手続きの順番待ちでは、フロアマーカーを設置するなど、間隔を空けて並ぶよう促してください。
- その他、「図書館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を参考に必要な取組を行ってください。

#### 6) 食堂、購買における注意点

- 入退出時(入退出時の行列含む)においては、人と人との十分な間隔を確保してください。
- 食堂では、座席の間隔を十分に空けてください。
- レジ等に並ぶ場合は間隔を空けてください。
- 利用者は大声での会話を行わないでください。
- その他、「飲食料品供給」、「食堂、レストラン、喫茶店等」、「生活必需物資供給」の業種別ガイドラインを参考に必要な取組を行います。

#### 7) 消毒等について

##### (消毒)

- 入口及び各施設内の手指の消毒設備(石けんによる手洗い、手指消毒用アルコールなど)を設置します。
- 複数の人の手が触れる場所を適宜消毒します。
- 人と人が対面する場所は、透明板等(アクリル板・透明ビニールカーテンなど)で遮蔽します。
- 他人と共用する物品や手が頻回に触れる箇所を、工夫してなるべく減らしてください。
- ユニフォームや衣服はこまめに洗濯してください。

##### (トイレ)

- 不特定多数が接触する場所(ドアノブ、トイレの便座、便座のふた、トイレットペーパーのふたや水洗レバーなど)は、清拭消毒を行います。

#### 8) 登下校時と休み時間における注意点

##### (登下校)

- 来校時に体温測定と健康チェックを行ってください。
- やむを得ず公共交通機関を利用する場合には、マスクを着用してください。
- 降車後は速やかに手を洗う、顔をできるだけ触らない、触った場合は顔を洗うなどして、接触感染対策などの基本的対策を行ってください。
- 可能な限り混雑時間を避け過密乗車を避けてください。
- 座席は離れて着席し、会話を控えてください。また、マスク着用を徹底してください。

##### (休み時間等)

- 廊下で立ち止まらないこと。また、大声で話し合うのはやめましょう。
- 必要な用事が済めば帰宅してください。

### 3. 大学において感染者が発生した場合の対応について

#### (1) 連絡や報告

学生や教職員の感染が判明した場合には、医療機関から本人（や保護者）に診断結果が伝えられるとともに、医療機関から保健所にも届出がなされます。そこから保健所により、感染者本人に行動履歴等のヒアリングが行われ、感染者の大学における行動履歴把握や濃厚接触者の特定等のための調査が行われる場合には、本学も協力することになります。また、文部科学省は、大学に感染者が発生した事例についての情報や知見を収集・蓄積しており、感染者が発生した場合には文部科学省への報告が求められています。

## （２）感染者や濃厚接触者等の出席停止

学生の感染が判明した場合、または、学生が感染者の濃厚接触者に特定された場合には、大学は当該学生に対し、大学保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条に基づく出席停止の措置を取ります。なお、濃厚接触者に対して出席停止の措置をとる場合の出席停止の期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間とします。なお、感染者や濃厚接触者が教職員である場合には、病気休暇等の取得、在宅勤務や職務専念義務の免除等により出勤させない扱いとします。

## （３）校内の消毒

学生や教職員の感染が判明した場合には、保健所と連携し、当該感染者が活動した範囲の室内や物品を消毒します。

様式 1

健康管理チェック表

・このチェック表は、授業や課外活動等で大学に来校する予定がある1週間の健康状態を管理するものです。

・症状の有無を○×で記入してください。また、症状がある場合、もしくは体温が37℃以上ある場合は、速やかに大学へ連絡し指示を仰いでください。

・2020年3月1日以降、海外渡航歴がある方は、必ず事前に総務課へ連絡をしてください。

・この表は、各自保管してください。実習先等から確認の連絡があった場合にすぐ提出ができるようにしてください。

学籍番号： \_\_\_\_\_

氏 名： \_\_\_\_\_

来校	日付	検温時間	体温	息苦しさ	だるさ	咳が出る	嗅覚異常	味覚異常	その他
7日前	/	:	朝 °C						
		:	夜 °C						
6日前	/	:	朝 °C						
		:	夜 °C						
5日前	/	:	朝 °C						
		:	夜 °C						
4日前	/	:	朝 °C						
		:	夜 °C						
3日前	/	:	朝 °C						
		:	夜 °C						
2日前	/	:	朝 °C						
		:	夜 °C						
前日	/	:	朝 °C						
		:	夜 °C						
当日	/	:	朝 °C						
		:	夜 °C						
1日後	/	:	朝 °C						
		:	夜 °C						
2日後	/	:	朝 °C						
		:	夜 °C						
3日後	/	:	朝 °C						
		:	夜 °C						
4日後	/	:	朝 °C						
		:	夜 °C						
5日後	/	:	朝 °C						
		:	夜 °C						

○ 地域の感染状況に応じ、緊急事態宣言の対象地域の考え方や、4月1日の提言で示した地域区分の考え方も踏まえ、各都道府県を以下3区分に分類し、それぞれの地域において、適切な感染対策を実施していく。

- ① **特定（警戒）都道府県**：法第45条各項に基づく「徹底した行動変容の要請」で新規感染者数を劇的に抑えこむ
- ② **感染拡大注意都道府県**：都道府県において、**地域の感染状況をモニタリング**。「**新しい生活様式**」を徹底するとともに、必要に応じ、**法第24条第9項に基づき要請を行う**。
- ③ **感染観察都道府県**：引き続き**感染状況をモニタリング**するとともに、「**新しい生活様式**」の徹底で、感染拡大を防ぐ。

	①特定（警戒）都道府県	②感染拡大注意都道府県	③感染観察都道府県
判断基準	<p>【緊急事態措置の指定基準】 累積患者数、感染経路が不明な感染者数の割合、直近1週間の倍加時間などで判断。</p> <p>【再指定基準】 4/7の指定の際の指標や水準の考え方、感染の状況を踏まえつつ、直近1週間の新規感染者数等から、より迅速に再指定を行う。</p>	<p>特定（警戒）都道府県の指定基準等を踏まえつつ、その半分程度などの新規報告者数等で判断することが考えられる。</p>	<p>新規感染者が一定程度確認されるものの、②の基準には達していない。</p>
対応	基本方針	<p>感染状況をモニタリングしながら、「新しい生活様式」を徹底する。 必要に応じ、知事が<b>法第24条第9項に基づく協力要請を実施</b>。</p>	<p>引き続き感染状況をモニタリングしながら、「<b>新しい生活様式</b>」を継続。</p>
	外出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法第45条第1項に基づく外出自粛の協力要請。</li> <li>・県をまたぐ移動や3密の場所への移動は徹底して避ける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（必要に応じ、法第24条第9項に基づく）外出自粛の協力要請。</li> <li>・<b>不要不急の県をまたぐ移動</b>や3密の場所への移動は徹底して避ける。</li> </ul>
	出勤	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「出勤者数の7割削減」を目指す。</li> <li>・在宅勤務（テレワーク）、ローテーション勤務等の強力な推進等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅勤務（テレワーク）、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤等の推進</li> </ul>
	イベント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>クラスターのおそれがあるイベント、3密の集まりは法第24条第9項及び法第45条第2項等に基づき、開催の自粛の要請等。</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>クラスターのおそれがあるイベント、3密の集まりは法第24条第9項に基づき、開催の自粛の要請等。</b></li> <li>・それ以外のイベントに関しては、主催者に対し、身体的距離の確保や基本的な感染対策の実施、業種毎の感染拡大予防ガイドライン等を踏まえた対応等を求める。</li> </ul>
施設利用時の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染拡大のおそれのある施設の使用制限の要請等（キャバレー等の接待を伴う飲食業、ライブハウス、バー、スポーツジム等）</li> <li>・公園・博物館、美術館、図書館等は、感染防止策を講じた上で開放もあり得る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県知事が、地域の实情に応じて法第24条第9項に基づく協力要請を実施。</li> <li>・クラスターのおそれがある施設や3密施設は使用制限の協力要請を検討。</li> <li>・具体的に集団感染が生じた事例を踏まえた、注意喚起の徹底。</li> </ul>	
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・不要不急の①・②との県をまたぐ移動は避ける。</li> <li>・3密の場所への移動を徹底して避ける。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じ、在宅勤務（テレワーク）、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤等の推進</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一定規模のイベント等の開催に当たっては、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、主催者に慎重な対応を求める。</li> <li>・それ以外のイベントに関しては、主催者に対し、身体的距離の確保や基本的な感染対策の実施、業種毎の感染拡大予防ガイドライン等を踏まえた対応等を求める。</li> <li>・参加者は100名以下、かつ、収容人数の50%以下を目安とする。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県知事が、地域の实情に応じ、法第24条第9項に基づく協力要請も含めて適切に判断。</li> <li>・一般の感染対策や3密回避の徹底を要請。</li> </ul>